

令和4年3月16日に福島県沖を震源として発生した地震で被害を受けた住宅の修理を支援します

制度内容や必要書類のことなど、まずは市役所都市計画課までお気軽にご相談下さい。

問合せ先：田村市役所 都市計画課 電話 0247-82-1114

支援の概要

税込20万円以上の支援対象工事を実施し、施工業者へ支払を完了した方に、1世帯当たり10万円を交付します。(修繕工事を実施した後に申請してください)

支援の対象となる方

令和4年3月16日に福島県沖を震源として発生した地震により、一部損壊の被害を受けた住宅に居住する方

※ 被害の判定は、り災証明書で判断します。り災証明書の発行は、市役所税務課または各行政局市民係で受け付けています。

支援の対象となる工事

住宅の日常生活に欠かすことのできない部分で、緊急的に修理を行うことが必要な部分の修繕工事

(例) 屋根・柱・梁・床・外壁・基礎等の基本部分、ドア・窓等の開口部、

水道・電気・ガス・電話等の配管・配線、トイレ・浴室等の衛生設備など

- ① 令和4年3月16日発生^の福島県沖地震で被害を受けた部分の修理が対象です。
- ② 内装(畳、壁紙、襖など)に関するものは原則として対象外です。ただし、壊れた床や壁の修理のために内装の補修が必要となる場合は対象とします。
- ③ やむを得ない理由がある場合は、代替措置による修理も対象とします。
- ④ 合理的な理由がある場合を除き、グレードアップとなるような工事は対象外です。
- ⑤ 倉庫などの非住家や空き家は対象外です。また、借家は対象外となることがあります。

裏面へ続く

申請の手続き

支援の対象となる修繕工事を実施し支払いが完了した後に、申請書類を提出してください。前記の支援の対象となる工事に基づき制度の対象となるかどうか判断します。

対象となる工事の詳細は、市役所都市計画課へお問い合わせください。

• 申請書類

- 補助金支給申請書（様式第1号）
- 一部損壊判定のり災証明書（税務課または各行政局市民係で発行）
- 契約書、見積書、領収書等の写し
- 資力に関する申出書（様式第6号）
- 施工前、施工中、施工後の写真
 - ※写真の添付が難しい場合は施工内容証明書（様式第8号）
 - ※借家を修理した場合は所有者の同意書（様式7号）

申請書類は、市役所都市計画課または各行政局産業建設係でも配付しています。

• 提出先 市役所都市計画課または各行政局産業建設係

• 申請期間 令和4年6月1日（水） から 令和5年8月31日（木） まで

申込・問合せ先：田村市役所 都市計画課 電話 0247-82-1114